

各位

会社名 株式会社ニッソウ  
(コード番号 1444 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 前田 浩  
問合せ先 取締役管理部長 御供 信之  
TEL 03-3439-1671  
URL <https://reform-nisso.co.jp/>

発行価格及び売出価格の決定並びに  
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金3,750円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（3,400円～3,750円）に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

直近の新型コロナウイルス等による株式市場相場の下落、最近の新規上場株に対する市場の評価は低いものの、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,750円と決定いたしました。

なお、引受価額は3,450円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数11,200株

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①公募による募集株式発行

増加する資本金 103,500,000円 (1株につき 1,725円)

増加する資本準備金 103,500,000円 (1株につき 1,725円)

②第三者割当増資による募集株式発行

増加する資本金(上限) 19,320,000円 (1株につき 1,725円)

増加する資本準備金(上限) 19,320,000円 (1株につき 1,725円)

ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出書目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注) 発行価格、売出価格及び引受価額は、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

|         |      |                   |         |
|---------|------|-------------------|---------|
| ①募集株式の数 | 普通株式 |                   | 60,000株 |
| ②売出株式数  | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し    | 15,000株 |
|         |      | オーバーアロットメントによる売出し | 11,200株 |

(2) 募集・売出期間 2020年3月23日（月曜日）から  
2020年3月26日（木曜日）まで

(3) 払込期日 2020年3月27日（金曜日）

(4) 株式受渡期日 2020年3月30日（月曜日）

### 2. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引（気配表示を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関し、当社株主かつ売出人である前田供子、当社株主かつ貸株人である前田浩、当社株主である株式会社丸美は、岡三証券株式会社（主幹事会社）に対して、2020年2月25日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止予定日である2020年3月29日までの期間中は、2020年2月25日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらにかかる注文を行わない旨を約束しております。

(2) 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ売出人である前田供子、当社株主かつ貸株人である前田浩、当社株主である株式会社丸美は、主幹事会社に対し、当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止予定日の翌日である2020年3月30日に始まり、セントレックス上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年9月25日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年2月25日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

#### ご注意：

この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出書目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。